

第14回山口県本人確認情報保護審議会議事録

1 日時 平成29年1月13日（金）10:00から11:00まで

2 場所 共用第4会議室

3 出席者

（委員）岩崎委員、田中委員、松野委員、松村委員

（事務局）本多市町課長外3名

4 議事等

条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

5 配布資料

資料1 山口県本人確認情報保護審議会について

資料2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

資料3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

○市町課長

市町課長の本多です。委員の皆様には、本日は、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、県政の推進に格別のご理解とご高配を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

ただ今から「山口県本人確認情報保護審議会」を開催します。

本日は、平成28年8月の委員改選後初めての審議会ですので、会長の互選等を行っていただいた後、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加についてご審議いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

市町課行政班長の松本です。改選がありましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

資料1の名簿の順にお名前を読み上げますので、一言ずついただければと思います。

岩崎委員さん。

○岩崎委員

山口県消費者団体連絡協議会の事務局長をさせていただいております岩崎と申します。

まだまだわからないことが多い分野なので、勉強させていただきながら頑張っていきたいと

思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○事務局

田中委員さん

○田中委員

はじめまして、田中陽子と申します。田布施町のほうで、平成23年に行政書士事務所を開業させていただきまして、7年目になります。

申請書類に添付するため住民票をとることもありますので、申請する者の手間が省けるのはいいことだと思います。参加できて光栄です。よろしくお願ひします。

○事務局

松野委員さん

○松野委員

おはようございます。山口大学の理学部に勤めていて、教えているのは情報です。

この審議会にはできたときからいまして、特に何をやったというわけでもないんですけど、辞めることもできず、続けております。

田中委員さんが言われたように、手間が省けるものですので、今までも住民票の提出を省いたりですとか、審議をやってきましたけれども、せっかく作った住基なので、県民の皆さんの役に立つように動かしていければと思っております。よろしくお願ひします。

○事務局

松村委員さん

○松村委員

山口市内で弁護士をしております松村と申します。私はこの委員5年目になります。

新しい方が入られましたので、また新たな気持ちで頑張っていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、次第に沿って議事に入らせていただきます。座って進行

させていただきます。

まず、「(1) 会長の選任等について」ですが、このことにつきましては、「山口県本人確認情報保護審議会条例」第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。

どなたかご推薦される方がいらっしゃいましたらお願いします。

○松野委員

引き続き、松村委員さんに会長をお願いできたらと思います。

○事務局

ただいま、会長を松村委員さんという発言がございました。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、委員の皆様の賛同を得ましたので、松村委員さんに会長をお願いいたします。松村会長さん会長席の方へどうぞお移りください。

それでは、会長さんから、一言ご挨拶をお願いします。

○会長

会長に推薦していただきどうもありがとうございます。

先程、住民の便利のためというのがありましたけれども、この審議会は便利とともに、個人情報保護、本人確認情報の保護という観点から設けられておりますので、そういった観点を忘れずにやっていただきたいと思います。

新しい委員さんが2名入られましたけれども、我々は長くやっていますからマンネリになっているところもありますが、新しい視点から色々なご意見をいただけたらと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、今後の議事進行につきましては、松村会長さんをお願いいたします。

松村会長さん、よろしくをお願いいたします。

○会長

まず、本人確認情報保護審議会条例第4条第3項の規定により、会長職務代理者の指定を行います。

会長職務代理者は、松野委員さんをお願いしたいと思いますが、松野さん、よろしいでしょうか。

(了承)

それでは松野委員さんを会長職務代理者に指定します。

さて、本日は、事務局から議事について説明を受け、その後、委員の皆さんのご質問・ご意見をいただくこととしたいと思います。

また、本審議会は、山口県情報公開条例第21条の規定により、原則として公開することとなっておりますが、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合など、議事の内容により非公開とすることができます。

本日は、そのような事項を審議する予定はないと聞いていますが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局

特に個人情報や法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

○会長

それでは公開で審議を進めたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日の議事全般について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、本日の審議会における議事全般について、ご説明いたします。お手元の資料1の「1 審議会の概要等」「(2) 審議事項」のところをご覧ください。

会の審議事項は2点ございます。

1点目として、法が禁止しております、契約者等に対する住民票コードの告知の要求や、住民票コードをデータベース化するといった違反行為に対しまして、知事が中止命令を発する場合には、本審議会のご意見を聴かなければならないこととされております。

事務局としましては、本日の審議会において、ご意見を伺うべき違反事件の発生はないものと認識しております。

2点目として、本人確認情報保護に関する事項について知事の諮問に応じ、調査審議し、建議することです。

本日の審議会においては、議事で予定しております「条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」知事から諮問をさせていただき、各委員の皆様による審議を経て、答申をお

願いたいと考えております。

また、審議事項ではございませんが、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についてもご報告をさせていただきますので、合わせて委員の皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

○会長

それでは、「議事（２）条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、先ほど申し上げましたとおり、この議事については、知事からの諮問に対し、審議会から答申をいただくという形になっております。つきましては、知事からの諮問書を会長にお渡しいたします。また、他の委員の方にはコピーをお渡しします。

○会長

諮問を承りました。では、改めて「議事（２）条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議事（２）について、お手元の資料２に基づきご説明いたします。

○事務局

市町課行政班の宮川と申します。座って説明させていただきます。

まず、条例による本人確認情報の独自利用とは何かについて簡単に説明をさせていただきます。

資料３のＰ４上段「５ 本人確認情報の利用状況」の中の点線枠囲みをご覧ください。

参考条文として住民基本台帳法第３０条の１５第１項を記載しております。

都道府県知事は、住基法の別表第５に掲げる事務を遂行するときのほか、「条例で定める事務を遂行するとき」には本人確認情報を利用することができるかとされております。

つまり、県が独自に条例に規定した事務については、住所や生存の確認等を行うに当たり、紙の住民票に替え、住基ネットを利用した確認ができるということを規定しております。

本日はこの条例で定める事務について新たな事務を加えることをご審議いただきたいと思っております。

では資料2に戻っていただきまして、「1 前回までの検討状況について」をご覧ください。
条例追加対象事務についてですが、18年度の条例追加対象事務は、条例や規則により、県民に住民票の添付を義務づけている事務に限定しておりました。

つまり、住基ネットを利用することにより、県民の利便性の向上に資する事務に限定していたところでした。

その後、本人確認情報の効果的な利用という観点から利用範囲を拡大し、現在の条例追加対象事務は、「住民に対し、住民票の添付を求めている事務」、「市町に対し、住民票の公用請求をしている事務」、「住民に対し、戸籍謄本の添付を求めている事務」となっております。

利用件数については、19年度は年間利用件数が10件以上の事務に限定しておりましたが、対象事務の拡大を図るため、20年度に利用件数の限定なしとしております。

こうした改正の結果、利用事務は49事務まで増加しているところでした。

項番2が、今回の検討状況についてです。

住基ネットを利用できる事務について、住基ネットの更なる利用を図るため、平成22年度から毎年全庁的に調査を実施しており、今年度も昨年11月に実施しました。

その結果、新たに1事務が今年度の追加候補として挙げられました。

P1の下の表をご覧ください。

今回抽出された事務である「不妊治療に要する費用の助成に関する事務」について概要をご説明いたします。

不妊治療に要する費用の助成については、申請時の本人確認・法律上の婚姻をしていることの確認書類として、続柄の記載がある住民票の写しを求めてきたところでした。

当該事務は、平成28年6月に国の個人情報保護委員会から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加することが示されました。

これを受けて、県学事文書課において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」を改正し、当該事務を個人番号の独自利用事務に追加しております。

平成29年7月に予定される個人番号独自利用による情報連携の開始後は、番号法に基づく情報連携により、続柄等の確認が可能となる見込みです。

このため、番号法に基づく情報連携と合わせて住基ネットを活用することにより、住民票の写しの添付を省略することが新たに可能となります。

年間1,800件程度の申請が見込まれる事務であり、住民票の添付省略により県民の利便性向上が期待されることから、条例で定める必要性があると考えております。

続きまして、この事務について、負担軽減効果及びセキュリティについて検討しております。
住基ネット端末機は、コスト削減の観点から、住民が住民票を添付する事務については年間100件以上、県が住民票を交付請求している事務については200件以上の場合、その所属に端末機を設置することを、これまでの審議会の中で確認いただいております。

今回の事務については、年間100件以上の利用が見込まれること、出先機関の職員が使用することから、こども政策課及び各健康福祉センターへの設置を検討しております。

ただし、こども政策課へは利用件数の少ない所属から端末を移設し、健康福祉センターのうち総合庁舎内にあるものは、庁舎内の他課の端末を共同利用するなど、経費削減に努めることとしております。

セキュリティ対策においては、当課から関係諸規定や利用上の注意事項等について周知を行い、セキュリティ対策の確認を徹底したいと考えております。

以上から、「3 対応方向」に示しているとおり、この事務について独自利用対象事務として追加することとしたいと考えております。

今後の予定といたしまして、本審議会においてご了解をいただきましたら、条例改正案を直近の議会に提案したいと考えております。

なお、条例の施行日は別に規則で定めることを予定しております。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○会長

ただ今、事務局より説明がありましたことについて、委員の皆さん、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

○松野委員

この間説明に来ていただいたときにも教えてもらったんですけど、住基は基本的には4情報が確認できるものですね。

氏名と住所と生年月日と性別。個人の情報がわかるものであって、それを見ただけでは家族構成とか、続柄はわからないものですね。続柄のところはマイナンバーでわかるということでしたっけ。

○事務局

今年の夏頃に予定されているんですが、マイナンバー法の関係で情報連携の端末というのがですね、県庁内で言えば情報企画課さんですとか、出先機関にも配置をされると伺っております。

住基ネットとは全く別の端末になりますが、そちらのほうで照会ができるようになるということでございます。

○松野委員

合わせてやることになるんですか。

○事務局

そうですね。

○松野委員

それが情報連携の意味とっていいですか。

○事務局

はい。

○松野委員

1, 800人も申請されるということだから、利便性が高まるということなので、僕はこれやったほうが良いと思っているんですけど。

昔のことを思い出すと、住基ネット導入の頃はちょっと混乱してたんですけど、そのときに情報連携の話を出すと相当突っ込まれる話になっただろうなという気はします。

まあでも今はそういうことも大分薄れているし、マイナンバーなんか導入されているわけだから、小さい話と言ったら怒られるかもしれないけど、そう問題にはならないことになってきていると思います。

ただ、気にされる方も中にはおられるかもしれないですね。家族のところまで情報が拡大できるわけだから、そこで何か悪いことされるんじゃないかということを懸念される方もおられるかな。

あともうひとつ、今度は業務が100件以上見込まれるということだから、端末を設置するわけですよ。

○事務局

基本的には健康福祉センターがですね、県総合庁舎に入っているものと、単独庁舎のものがございます。

単独庁舎の健康福祉センターについてはすべて設置をするという方向で検討しております。

総合庁舎内につきましては、本庁内もすべての課には設置しておりませんで、共同利用している課があるんですが、それと同じようにですね、総合庁舎内では共同利用という形を検討しております。

○松野委員

いくつ設置されるんですか。

○事務局

新たには5台です。

○松野委員

セキュリティのこともあるから、件数が多いときには設置するべきものなんですよ。

○事務局

そうですね。

○松野委員

以上です。

○会長

どうもありがとうございました。

今の問題は、資料1のP3の一番下に本人確認情報が記載してありますが、この中に続柄は基本的に入っていないということですよ。

○事務局

はい。

○会長

それが情報連携でわかるようになります。

○事務局

はい。

○会長

他にありますか。

○田中委員

続柄というのは、今現在の配偶者とか子どもとか、家族構成のみわかるということによろしいですか。

○事務局

続柄のほうがですね、マイナンバー法のシステムの関係になりますので、まだ実際に稼働もしていない状況ですので、現時点、どういう形で見れるのか把握できていないんですが。

条例とか法律の方ですね、利用できる事務ですとか、参照できる情報というのは限定をされてますので、必要ない情報までということはおそらくないかと思います。

○田中委員

申請には現在の配偶者が必要で、申請時にその情報を出すという認識でよろしいですか。

○事務局

はい。

○会長

他にありますか。

○岩崎委員

よくわからないので、こんな質問がいいのかわからないんですけど、消費者にとってはやっぱりセキュリティの問題っていうのは結構大きいと思うんですけど、具体的にはどのようなことをされて、セキュリティ確保をされているのか、わかれば教えていただきたいのですが。

○事務局

まず物理的な面で言えばですね、住基ネットは他のネットワーク、所謂インターネットとかとは切り離されていますので、直接外からアクセスされるといったことはまずないようになって

います。

後は利用者に対する周知徹底と言いますか、担当者の研修会とかでの周知、もちろん違反行為があれば罰則もござますのでそういったことの周知啓発、システム上は後程報告事項のほうで詳しくご説明いたしますけれども、監査法人による監査等も受検しております。

○会長

不妊治療に要する費用の助成申請というのは、夫婦で共同であるようなイメージがあるんですが、それでいいんですか。

夫婦で申請するから、申請者が本当に夫婦かどうかというのを続柄で確認すると。

○事務局

そうですね。

○会長

そうすると、奥さんと旦那さんのそれぞれの本人確認情報を確認して、その2人が夫婦であることを確認すると。

○事務局

はい。

○会長

ということは、片方が知らないうちに続柄を知らされるということはありませんということですよ。プライバシーの観点からすると、問題ない気がしました。

他に何かありますのでしょうか。

では、ご質問ご意見出尽くしたようですので、事務を追加するという点について決めたいと思います。

利便性向上ということと、プライバシーの問題もクリアできるのかなということで、この事務を追加するという点では異論がないと思われまますので、諮問のあった事項については、適当である旨、答申してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

なお、答申書の作成については私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして「3 報告事項」に入ります。「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、報告事項について、お手元の資料3に基づきご説明いたします。まず、「1 これまでの流れ」をご覧ください。

住基ネットは、平成11年度の住民基本台帳法改正により導入されました。その後、段階的に制度が改正され、現在に至っております。直近の改正は、平成27年度のマイナンバー対応に伴うものです。

平成27年10月には、個人番号が住民票の記載事項に追加されることとなり、指定情報処理機関制度の廃止及び地方公共団体情報システム機構への移行が行われました。

平成28年1月には、住基カードのマイナンバーカードへの移行、個人番号の提供・利用の開始、本人確認情報の利用事務の拡大が行われました。

次の説明事項に行く前に、本資料の末尾に参考として、住基ネットの概要図を示しております。資料P10をご覧ください。

住基ネットは、市町村が運用するコミュニケーションサーバ、都道府県が運用する都道府県サーバ、機構が運用する全国サーバの3層で構成されています。

市町村において住民の異動が発生すると、異動情報がコミュニケーションサーバから都道府県サーバへ、都道府県サーバから全国サーバへ通知されることで、都道府県サーバと全国サーバの本人確認情報が更新される仕組みです。

なお、都道府県サーバは、サーバの集約化を行い、47都道府県分まとめて調達・運営・管理を行っております。

P2に戻りまして、「2 本県の稼働状況」についてご説明いたします。

機器の故障等ですが、これまで県内では大きなトラブル等発生しておりません。全国的にも本人確認情報の漏洩などの重大な事故は発生しておらず、安定した運用状況にあります。

不正なアクセス等ですが、住基ネットへ不正侵入されたといった不正アクセス事件の発生はなかったものと認識しております。

「3 住基ネット機器の更改」についてご説明いたします。

機器更改の必要性ですが、住基ネットはサーバ等のハードウェアやOSやアプリケーションソフトなどのソフトウェアにより構成されておりますが、それぞれメーカー等により保守期限が設定されております。

保守期限が切れた製品については、故障時の修理等ができなくなるため、住基ネットの安定

稼働のためには、定期的な機器の更改が不可欠となります。

更改の周期ですが、一般的にネットワーク関連機器の保守期限は6年とされることが多いため、更改周期も6年としております。

また、地方公共団体情報システム機構が更改の時期を示しており、全国の自治体はそれに基づき、更改しているところです。

本県は、平成28年10月にネットワーク機器の更改を行い、同年11月1日の稼働から現在まで問題なく稼働しております。今後、平成29年2月に業務端末機器の更改を予定しております。

続きまして、「4 マイナンバーカードの交付状況等」に参ります。(1) マイナンバーカードの交付状況をご覧ください。

本県のマイナンバーカードの交付状況は、昨年11月末時点で109,906枚、全国では9,428,850枚となっております。

なお、マイナンバー制度の施行に伴い、平成28年1月1日以降、住基カードは廃止され、マイナンバーカードへ切り替わりました。ただし、交付済みの住基カードは、その有効期間内に限り利用可能となっております。

(2) マイナンバーカードの多目的利用をご覧ください。

公的個人認証又は条例改正による空き領域利用等により、市町村独自の多目的利用サービスが提供できるものです。

平成28年4月1日現在、243市区町村が、326件の多目的利用を実施しております。県内では、平成28年7月1日現在、下関市及び宇部市がコンビニ交付サービスを導入しております。

(3) マイナンバーカードによる諸証明のコンビニ交付サービスをご覧ください。

マイナンバーカードの多目的利用の一環で、コンビニに設置してあるキオスク端末と呼ばれる、多目的端末を利用して証明書の交付を受けるものです。

タッチパネルで操作し、所定の装置にマイナンバーカードをかざし、住所地の団体から住民票等のデータをキオスク端末に送信し、それが印刷されるものとなっております。

最大の利点として、コンビニならではの、時間と場所にとらわれず証明書の交付を受けることができるという利便性があります。

また、コンビニ交付サービスを導入している団体の住民なら、住所地に限らず、全国のコンビニで必要な時に交付を受けることが可能となり、マイナンバーカードが全国统一仕様である特徴が生かされております。

セキュリティ対策については、住民票等のデータをキオスク端末に残さないようにされ、専

用回線の使用や、専用サイトによる照合、また用紙に偽変造対策を施すことにより専用紙による住民票と同等かそれ以上のセキュリティを確保しています。

全国では平成28年4月1日現在で205団体が導入しております。

P4「5 本人確認情報の利用状況」に参ります。山口県の利用状況について、まず、点線囲みの中をご覧ください。

先ほども申しましたが、本人確認情報は法や条例に定めがある事務を遂行する場合に利用できることとされております。

法による事務の利用状況についてですが、現在66事務のうち、11事務について住基ネットを利用しております。

未利用の事務については、事務手続き上、住民票の添付省略不可であることなどが理由としてあげられています。

P5、条例で定める事務における状況に参ります。

現在は16区分49事務について利用中です。

利用件数が多いのは、上から2番目の地方税の収納管理に関する事務、上から4番目の心身障害者扶養共済に関する事務となっております。

6Pに参ります。

独自利用の条例を制定している団体数は、平成27年4月1日時点で40都道府県です。平成26年度においては、19道県が事務追加により条例を改正しております。

最後に「6 セキュリティ確保対策」に参ります。

セキュリティ確保対策の1点目として要綱等の整備があげられます。

県・各市町とも、総務省等により整備することとされている要綱等、セキュリティに対する庁内体制、システム障害や不正行為に対応するための危機管理体制を整備しております。

2点目のセキュリティ対策として、総務省が作成したチェックリストにより全市町がそれぞれ自己点検を実施しております。

このチェックリストは、約130項目からなり、3点満点とするには何に取り組みばよいのかを示した、チェックリストの対策案も同時に示されております。

チェックリストで3点満点がとれるよう、チェックリストの対策案に従い、市町自らが取り組んでいただくことで、安全な運用が維持されているところです。

3点目のセキュリティ対策として、システム運営監査があげられます。

自己点検では3点満点でも、監査法人による指摘を受け、減点される項目が見受けられるなど、外部からのチェックは各市町の「慣れ」によるセキュリティ対策の甘さを是正するものとして、市町からも評価をされているところです。本年度は下関市が受検しております。

システム運営監査は、総務省・全国センターが実施したものと、県が実施したものを合わせると全団体に受検が終わり、現在2回目に入っています。

P 8 「(4) 研修会の開催」をご覧ください。

4点目のセキュリティ対策として、研修会があります。

総務省・住基全国センター共催の研修会では、先に述べました、チェックリストの説明や、基本的なセキュリティ対策、住基ネットの運用の変更点等について研修を行っております。

システムの運用において肝心なのは、やはり各団体の職員のセキュリティに対する意識や知識であると考えておりますので、研修会の開催による人的なフォローをしっかりとやって参りたいと考えております。

P 9 「(5) 緊急時対応訓練の実施」をご覧ください。

県主催の訓練では、業務端末機に障害が発生した場合における連絡体制の確認・対処方法の検証のため、本庁で住基ネットの業務端末機のある全所属及び出先の全利用所属を対象に、訓練を行いました。

住基ネット全国センター主催の訓練では、都道府県サーバ集約センターにおいてセキュリティ事故が発生した場合における緊急連絡先の確認・対処方法の検証のため、都道府県住基ネット担当者及び県内全市町住基ネット担当者を対象に訓練を行いました。

どちらも結果は概ね良好であり、今後も定期的に訓練を行うことで、連絡体制と早期対応策の確認を図り、住基ネットの情報セキュリティをより強固にして参りたいと考えております。

説明は以上となります。

○会長

ただ今、事務局から説明がありましたことについて、委員の皆さん、ご質問・ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

○松野委員

毎年話している話なんですけど、P 7のところのセキュリティチェックリストによる自己点検について、3点とか2. 9 9とか並んで、ほとんど満点が取れている。

毎年満点の試験はあまり意味がないので、その内容がどうなっているのかは気になっているんですけど、セキュリティチェックリストの項目っていうのは、中で問われていることっていうのはずっと変わってないんですか。それとも年によって違う項目が出てきたりするんですか。

○事務局

マイナンバー対応のときに、リストの改定が行われています。

○松野委員

それは最近ですか。

○事務局

そうですね。

○松野委員

その時には結構大きく変わっているんですか。

○事務局

元々、厳重にセキュリティ対策をチェックするものになってはいたので、大きな改定は行われていないんですが、住基カードの部分がマイナンバーカードに切り替わったというくらいの改定になっています。

○松野委員

マイナンバーで変わったときはそうでしょうけど、毎年同じ項目をやっていこうから、手間はかからないかもしれないけど、どのくらい機能しているのかというところは、総務省の話でしょうけど、ちょっと気になるころではあります。

さっき説明にあったように、一番最後にあるネットワークの図のところ、毎年言ってるんですけど、システム的にはさっき説明もあったようにインターネットと切り離されているはずだし、セキュリティがちがちになってるので。起こるとすればヒューマンエラーなのでこれは。

こういう自己点検とか監査とかやられてますけど、ここが一番大事なところになるから、そこはまあしっかりやらないといけないんですけど。

山口県に限らないことでしょうけど、どこの自治体も同じようにやっているだろうから。

ちょっとマンネリ化しているという気はしないでもない。マンネリになってくるとちょっと隙も出てきますから、気をつけておく必要はあるのかなと思います。

○会長

ありがとうございます。他に何かありますかでしょうか。

新しい委員さん、せっかくでするので何か、何でもいいと思いますので。

○岩崎委員

感想なんですけども、消費者団体の中で結構聞く意見なんですけど、マイナンバーになって、取扱いとかセキュリティが不安だねっていう声があつて。

今日のお話を聞いて、インターネットとは離れたところで運用されているとか、人の教育とかも結構されてるんだなと、チェックがしっかりされていることがわかったんですけど、そういうことを知らせる場っていうのはないものなんでしょうか。

何も起こってないからあれなんですけど、今でもすごく不安だから、カードを作れないという方とかもいるので、そのへんはどうなんでしょうか。

○会長

セキュリティがしっかりしているということを県民に周知するとかですね、そういうのはあるんですか。

○事務局

マイナンバーは所管が別になりますけど、確かに言われるように、今までどっちかというところまず導入というのが先に話があったからですね、マイナンバー制度ができて、どんどん利用してくださいという方が先行していたというところがあるんだろうと思うんですが、セキュリティがしっかりしているのが前提で来ているからですね、あえて言っていないところはあるのかもしれませんが。

○会長

県の交付枚数が11万枚弱なんですけど、これはどれくらいの割合なんですか、多いんですか、少ないんですか。

○事務局

全国的な数字から言うと、人口の比率とほぼ同じ感じですね。進んでもいないし、遅れてもいないといった感じです。

全国の発行枚数を全体の比率で割ったらちょうどそのくらいになるくらいです。

○会長

他にありますか。

○田中委員

少し議題から外れるかもしれないんですけども、田布施町に住んでまして、住基ネットについてなんですけど、住民基本台帳カードを何年か前に作ったんですけど、何の役にも立たなくて。

昔兵庫県に住んでいた時は、コンビニとかで住民票が出せてすごく楽だったんですけど、山口県、特に田布施では何の役にも立たなかったんですけども、今、下関とどこかはコンビニで発行できるようになったということなんですけど、今後、コンビニでの発行というのはどんどん増やしていく計画というのはあるんですか。

○事務局

各市町さんで検討は進んでおりまして、特に市部、山口市さんとかも検討が進んでますので、そのあたりから徐々には進んでくると思うんですが、なかなか人口規模の小さいところはですね、費用対効果もあってですね、なかなか進まないところはあるんですけども。

割と大きいところからは徐々に拡大していくとは考えています。

○会長

他にありますか。

○松野委員

下関市さんは図書館のところでも使えたりしてますよね、あそこはかなり住基のときから色々なものに使えるよう積極的に。前の市長が一生懸命だったからかもしれないけど。

宇部は新しく入りましたけど、下関に比べてどうなのかもし知ってたら教えてもらえると。下関くらい活用しているのかどうか。

○事務局

今のところは証明書類のコンビニ交付だけと聞いています。

○松野委員

どうせやるなら下関くらい、これからやる市町もやればいいのかと思うけど。

○事務局

市町というよりも、国のほうでですね、マイナンバーカードを利用した図書館の利用というの

は検討が進んでまして、まず図書館からといった感じで、おそらく公共施設には広がっていくよう検討されていると思うんですけど。

○会長

便利になったら交付も増えるのかなと思いますけど。

他にありますか。

ないようでしたら、以上をもちまして本日の議事及び報告事項を終了いたします。皆様のご協力に感謝します。どうもありがとうございました。

○市町課長

本日はお疲れ様でした。委員の皆様方には、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

今お話がありましたけど、住基ネットについては利便性の向上とセキュリティの確保という両面が重要なところがあるかと思います。

本日いただきましたご意見を踏まえ、「住基ネット」に対する県民の皆様のご信頼がさらに高まるよう努めますとともに、更なる利便性の向上に努めてまいります。

委員の皆様方には、「住基ネット」につきまして、今後とも積極的なご意見、ご提言を賜りますとともに、県政に対しましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、長時間にわたるご審議ありがとうございました。